

協議第18号

債務の取扱いについて

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会長 加藤 憲一

調整結果	<ol style="list-style-type: none">1 小田原市へ譲与する財産及び物品に係る債務については、小田原市が承継する。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（広域化前に足柄消防組合を構成していた各市町）が負う。2 広域化後に生じる債務については、小田原市が負う。なお、当該債務の償還に係る財政負担については、負担金の負担方法により、関係市町で負う。3 債務の承継により生ずる課題等については、その対応を別途協議する。
------	--

（調整理由）

- 1 既存財産等に係る債務の承継について
 - ・ 財産及び物品の譲与と併せ、債務を小田原市が承継することにより、財産管理及び債務の償還に係る事務の円滑化及び効率化が図られる。
 - ・ 債務の承継は、財産管理及び債務の償還に係る事務の円滑化及び効率化を目的とするものであるとともに、当該債務を伴う財産及び物品の取得目的に変化が生じるものではないことから、債務の償還に係る財政負担については、承継前の債務者（広域化前に足柄消防組合を構成していた各市町）が負担することが適当である。
- 2 新規取得財産等に係る債務について
 - ・ 既存財産に係る債務と同様に、事務の円滑化及び効率化を図る観点から、広域化後に新たに生じる債務についても、小田原市が負うことが適当である。

3 債務の承継に係る課題への対応について

- ・債務の承継により生ずる課題及び各市町への影響を把握、整理するとともに、適切且つ効果的な対応策を検討するために、引き続き各市町間で協議を行う必要がある。